

議案第72号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上県の義務に属する警察学校教官による見習生への傷害事件に対する損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 和解の相手方

埼玉県ふじみ野市 個人

2 和解の要旨

県は、損害賠償金150,000円を支払うものとする。

3 事件の概要

(1) 事件の発生年月日

平成17年4月19日

(2) 事件の発生場所

鳥取県警察学校

(3) 事件の状況

鳥取県警察学校所属の職員が、同校に見習生として入校していた和解の相手方に対し、生活指導を行った際、暴行を加えたため、和解の相手方が負傷したものである。